

平成20年3月10日
於：ホテルグランドヒル市ヶ谷

「専修学校関係予算等に関する説明会」
資 料

厚生労働省 職業能力開発局 能力開発課

平成20年度委託訓練関係予算

1 離職者等の再就職に資する総合的な能力開発プログラムの展開(機構・都道府県)

職業訓練機関と職業紹介機関との連携の下、職業能力開発要件等を明確化することによる相談支援、綿密なキャリアカウンセリング、多様な職業訓練機会の提供及び綿密な就職支援に至るまでの一貫した総合的な支援プログラムを実施することにより、離職者等の多様なニーズに応じた支援メニューを提供し、その早期の就職支援を図る。

また、20年度からの新規事業として、成長力底上げ戦略(基本構想)における職業能力形成プログラムによる子育て終了後の女性や母子家庭の母等の職業能力開発機会の不足している者に対して新たな訓練コース(知識実践習得コース(仮称))を創設する。

	平成19年度予算		平成20年度予算案	
対象人員	72,177人	⇒	61,772人	85.6%
予算額(予定額)	13,448百万円		11,154百万円	82.9%

※委託訓練関係予算のみ計上

2 若年求職者に対する職業能力開発支援(機構・都道府県)

学校卒業後に不安定就労を繰り返しているため安定就労に必要な能力基盤がない等の若年者を対象として行う委託訓練活用型デュアルシステムを実施し、地場産業等の地域のニーズに即した若年者訓練の実施を図るとともに、企業実習を先行させ、実習を通じた訓練生の評価に基づき必要な教育訓練を実施する訓練方式(企業実習先行型訓練システム)により事業主主導の職業訓練を促進し、年長フリーターの正社員化対策の強化を図る。

	平成19年度予算		平成20年度予算案	
対象人員	35,000人	⇒	36,000人	102.9%
予算額(予定額)	8,072百万円		8,117百万円	100.6%

3 若年者に対する効率的な集中支援による就職の促進(旧 就職基礎能力速成講座の実施)(都道府県)

安定した就労を指向しているものの、職業意識、職場におけるコミュニケーション能力等の修得が不十分であるために就職が困難であるフリーター等に対し、これら修得を図るための講座(就職力ステップアップ講座(仮称))を実施し、早期の就職促進を図るとともに、当該講座終了後に就職に至らなかった者に対してキャリア・コンサルティングを続けた結果、必要と判断した者に対し、就職先の業種を意識した短期集中型の職業訓練を行う。

	平成19年度予算		平成20年度予算案	
対象人員	4,000人	⇒	5,000人	125.0%
予算額(予定額)	104百万円		115百万円	110.6%

※就職力ステップアップ講座(仮称)経費のみ。短期集中型の職業訓練経費については、上記1の内数。

4 母子家庭の母等の職業的自立促進事業(都道府県)

就労経験がない又は就労経験が乏しい母子家庭の母等に対して職業能力開発の機会を確保し、準備講習付き職業訓練を実施し、母子家庭の母等の就業支援を積極的に推進する。

	平成19年度予算		平成20年度予算案	
対象人員	3,000人	⇒	3,000人	100.0%
予算額(予定額)	719百万円		662百万円	92.1%

※実績に合わせ、訓練期間を見直した結果の減

離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの展開

平成20年度予定額 11,501,419 (13,731,231)千円
雇用勘定要求書 P.06

1 趣旨

産業構造の変化の下で、職業能力等に起因するミスマッチの拡大が進んでおり、職業能力開発等を通じ、こうしたミスマッチを解消し、円滑な労働移動の支援、雇用の安定確保を図るため、離職者等に対し職業能力習得機会の提供等を通じた就職支援を図ることが雇用対策上の最重要課題である。

離職者等を個々人の能力と適性に見合った再就職に結びつけるためには、各々の特性に応じた特にきめ細かい対応が必要である。このため、職業訓練機関と職業紹介機関の連携の下、職業能力要件等を明確化することによる相談支援、綿密なキャリアカウンセリング、多様な職業訓練機会の提供及び綿密な就職支援に至るまでの一貫した総合的な支援プログラムを実施することにより、離職者等の多様なニーズに応じた支援メニューを提供し、その早期の就職促進を図る。

2 訓練規模及び実施主体

19年度：7.2万人→20年度：6.15万人

(独立行政法人雇用・能力開発機構4.9万人、都道府県1.25万人)

3 事業概要

(1) あらゆる民間機関を活用した高度・多様な職業訓練機会の拡大 (別紙1参照)

【11,153,830 (13,447,851)千円】

集合形式訓練、個別型訓練及び組合せ訓練等、訓練の形態に応じ、専修学校、事業主、高等教育機関等、あらゆる民間機関を活用した高度・多様な職業能力開発機会の創出・提供等。

(2) 事業主委託訓練の円滑な実施のためのコーディネート業務の実施

事業主委託訓練の円滑な実施のため、独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターに、主として事業主団体等を訪問し事業主委託訓練のコーディネートを担当する者を配置しているところであるが、年長フリーター対策を推進するため、さらに事業主委託訓練に関するコーディネート機能を強化する必要がある。

このため、公共職業安定所を巡回し、未充足求人に関する情報など訓練受入企業に関する情報収集及び事業主等との訓練に関する相談等を実施する事業主委託訓練円滑化アドバイザーを都道府県センターに配置する。

(配置先及び配置数)

・(独)雇用・能力開発機構の各都道府県センター 218人

(3) 求職者を対象とした綿密なキャリア・コンサルティング等の支援

キャリア形成支援コーナーにおける、労働者等を対象とした職業能力開発に関する広範な相談・情報提供、インターネットによる意識啓発及び若年者キャリア形成啓発講座の開催等、綿密なキャリア・コンサルティング(キャリア形成支援)の実施。

《「キャリア形成支援体制の整備拡充」より一部再掲》

(4) 訓練受講者に対する早期就職支援

① 訓練委託先開拓員

主な業務・目的： 民間教育訓練機関や、実習型訓練を実施する事業主等の開拓・調整を行い、訓練受講者の多様なニーズに対応した訓練の効果的・効率的な設定を推進。

人数・配置数： 独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター及び都道府県に配置。

② 巡回就職支援指導員

主な業務・目的： 専門学校や事業主など職業訓練の委託先を巡回訪問し、効果的な就職支援等を行うために必要な助言、指導、求人情報提供を行う。

人数・配置数： 独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター及び都道府県に配置。

(5) 訓練生求職情報・訓練コース情報提供システム

訓練コース設定情報及び訓練受講者に係る求職情報をインターネットにより求人者等に幅広く提供する機能を有するシステムの運用等。

(6) 就職状況に応じた委託費の支給

委託訓練における競争原理を強化し、訓練受講者の就職率向上を図り、成果に対する評価に基づく報酬とするため、委託経費の一部を訓練受講者の就職実績に応じて支給。

(7) 離職者の選択を機能させた職業訓練の実施

離職者の選択を機能させた職業訓練を実施するため、事前に民間教育訓練機関等の講座を公共職業訓練実施可能講座として認定し、離職者の希望・適性に応じた選択により受講できる制度の実施。

(8) 訓練委託先の拡大に向けた訓練管理ノウハウの普及

委託訓練の実施及び就職支援の面で十分な競争力を持った民間教育訓練機関の委託訓練への新規参入を促進するため、訓練管理ノウハウの標準モデルであるプロセス管理手法について、新規参入を希望する民間教育訓練機関に対して研修会を実施。

4 科目内訳（会計区分）

労働保険特別会計雇用勘定

（項）職業能力開発強化費

11,501,419 (13,731,231) 千円

（目）生涯職業能力開発事業等委託費

2,090,546 (1,906,696) 千円

（目）雇用開発支援事業費等補助金

9,410,873 (11,824,535) 千円

【うち、職業能力形成システム経費

1,539,741 (0) 千円】

（項）独立行政法人雇用・能力開発機構運営費

（目）独立行政法人雇用・能力開発機構

一般勘定運営費交付金

5 交付先（委託先）

① 3 (1)

独立行政法人雇用・能力開発機構→民間教育訓練機関等
都道府県 →民間教育訓練機関等

② 3 (2)～(5)、(8)

独立行政法人雇用・能力開発機構

③ 3 (4)

都道府県

6 根拠法令

雇用保険法第63条第1項第2号及び第7号

雇用保険法施行規則第125条の2第2号、第126条及び第138条第2号

あらゆる民間機関を活用した高度・多様な職業訓練機会の拡大【一部新規】

平成20年度予定額 11,153,830 (13,447,851)千円

1 趣旨

産業構造の変化の下で、職業能力等に起因するミスマッチの拡大が進んでおり、職業能力開発等を通じ、こうしたミスマッチを解消し、円滑な労働移動の支援、雇用の安定確保を図るため、離職者等に対する職業能力習得機会の提供等を通じた就職支援を実施することが雇用対策上の最重要課題である。

離職者については、就職に資する職業能力開発機会の提供や、これを踏まえた就職支援について、離職者ごとの特性に応じた特にきめ細かい対応が求められることから、職業訓練機関と職業紹介機関の連携を強化した上で、あらゆる民間機関を有効に活用しつつ、離職者等の就職促進に資する多様な教育訓練機会を拡大し、これらの者の早期の就職促進を図る。

2 事業の概要

知識の習得、実習による能力の習得等、訓練の形態に応じた、あらゆる民間機関を活用した高度・多様な職業能力開発機会の創出・提供（対象者数：6.15万人）

(1) 集合型訓練（対象者数：4.9万人（機構：4.1万人 県：0.8万人））【一部新規】

離職者等が集合形式の訓練により職種転換、スキルアップに必要な実務能力習得を支援するために必要な知識・技能等を習得する。主に専修学校を活用した委託訓練を実施。

また、業界団体と連携して、業界の求める採用条件に適應する職業訓練コースを開発・実施する。さらに、各都道府県における求人ニーズの高い分野について、就職先の業種を意識した1ヶ月程度の若年者向け短期集中訓練を行う。

(2) 個別型訓練（対象者数：0.4万人（機構：0.1万人 県：0.3万人））

離職者等が少人数を単位とし、個別に訓練を実施し、主に再就職にあたり必要な実践的な職業能力を習得する。主に事業主等を活用して実施。

① 事業主委託訓練

実践的な職業能力開発、訓練受講後の就職促進の効果が、特に期待される事業主委託訓練について、地域の事業主団体との連携体制を整備の上（地域の事業主団体に開拓員を配置）、積極的に受託機関を開拓するとともに、その特長を活かすため、既存の施設内訓練等との効果的な組み合わせによる訓練を、積極的に実施。また、各都道府県における求人ニーズの高い分野について、就職先の業種を意識した1ヶ月程度の若年者向け短期集中訓練を行う。

② NPO法人等委託訓練

離職者等のNPO法人等の起業等を支援するため、NPO支援センター等の関係機関との連携の下（同センターに開拓員を設置）、NPO法人等を活用した委託訓練を実施。

(3) 組合せ型訓練 (対象者数：0.15万人 (県：0.15万人))

離職者等に対し、民間教育訓練機関等における集合型訓練と事業主等での実習中心の実践的な個別型訓練を組み合わせた、より個々の受講者の状況に応じた効果的な職業訓練を実施。

(4) 知識実践習得コース (仮称) の実施【職業能力形成システム経費】(対象者：0.7万人 (機構：0.7万人))

子育て終了後の女性や母子家庭の母親等の職業能力開発機会が不足している者を主な対象として、訓練・評価基準に基づき、事業主等の訓練ニーズを反映したカリキュラムによる、座学と企業での実習を一体的に組み合わせた委託訓練 (知識実践習得コース (仮称)) を創設し、実践的な能力開発を実施する。

3 科目内訳 (会計区分)

労働保険特別会計雇用勘定

(項) 職業能力開発強化費	11,153,830 (13,447,851) 千円
(目) 生涯職業能力開発事業等委託費	1,742,957 (1,623,316) 千円
(目) 雇用開発支援事業費等補助金	9,410,873 (11,824,535) 千円
【うち、職業能力形成システム経費	1,539,741 (0) 千円】
(項) 独立行政法人雇用・能力開発機構運営費	
(目) 独立行政法人雇用・能力開発機構 一般勘定運営費交付金	

4 根拠法令

雇用保険法第 63 条第 1 項第 2 号

雇用保険法施行規則第 126 条

「離職者の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラム」

求職から就職までの流れ

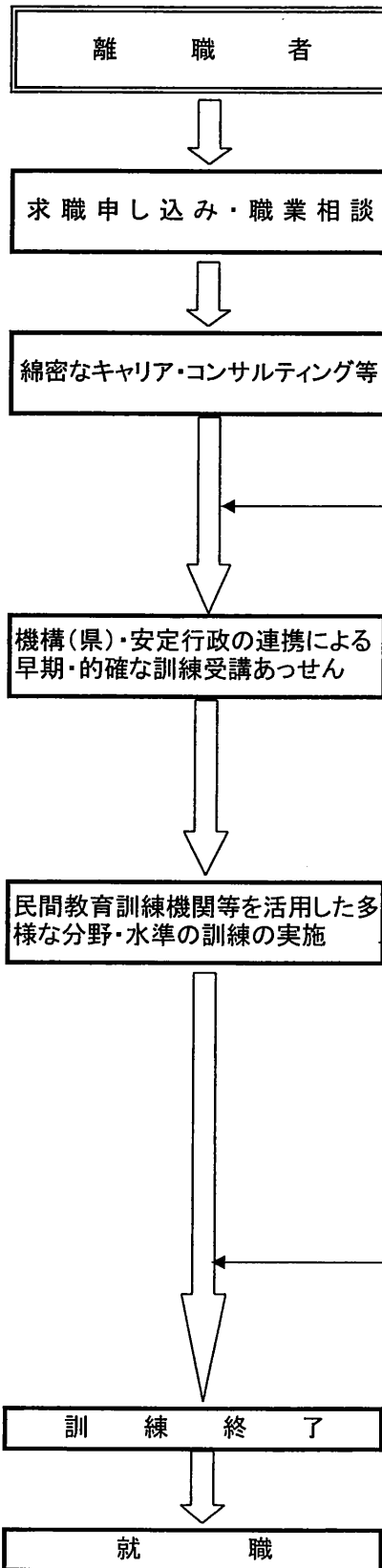
総合的な能力開発プログラム

主な実施機関

公共職業安定所

独立行政法人雇用・能力開発機構

(専修学校・大学・機関・NPO・事業主)



①能力開発支援アドバイザーの配置

- ・求職者を対象とした綿密なキャリア・コンサルティングの実施
- ・求職者の特性に応じた支援メニューの策定・フォローアップ

②訓練委託先開拓員の配置:190名(機構都道府県センター96名、都道府県94名)

- ・事業主団体、NPO支援センター等との連携による委託訓練機関の幅広い開拓

③訓練委託先の拡大に向けた訓練管理ノウハウの普及

- ・新規に委託訓練への参入を希望する民間教育訓練機関等に対して、訓練管理ノウハウの標準モデルであるプロセス管理手法についての研修会の実施

④インターネットを活用した訓練コース情報の提供

⑤事業主委託訓練円滑化アドバイザーの配置:218名

- ・個々の求職者の能力・適性等に適した実践的な訓練コースのコーディネートの実施
- ・公共職業安定所巡回により未充足求人に関する情報など訓練受入企業に関する情報収集、相談等
- ・ジョブカフェ等において年長フリーター等との相談、訓練受入企業のマッチングなどの実施

⑥あらゆる民間機関を活用した高度・多様な職業訓練機会の提供

形態	委託先機関	対象者数		
		機構	都道府県	合計
集合型	専修学校等、大学	4.1万人	0.8万人	4.9万人
個別型	事業主、NPO	0.1万人	0.3万人	0.4万人
組合せ	上記の組合せ	0万人	0.15万人	0.15万人
知識実践習得コース(仮称) 【新規】		0.7万人	—	0.7万人
合計		4.9万人	1.25万人	6.15万人

⑦離職者の選択を機能させた職業訓練の実施

⑧巡回就職支援指導員の配置:158名(機構都道府県センター111名、都道府県47名)

- ・委託訓練実施機関に対する技術的援助・指導・求人情報提供等により、効果的な就職支援を実施

⑨インターネットを活用した訓練受講者情報の求人者に対する提供により、個人求人開拓の効果的推進

⑩就職状況に応じた委託費の支給

若年求職者に対する職業能力開発支援【拡充】

平成20年度予定額	8,117,418 (8,072,116)千円
一般会計	1,659,018 (1,799,783)千円
労働保険特別会計雇用勘定	6,458,400 (6,272,333)千円
一般会計要求書	P.10
雇用勘定要求書	P.27

1 趣旨

高校、大学等を卒業した者の雇用情勢は厳しく、就職できないまま卒業を迎える者も少なくない上、新規就職に係る離職率も高く、また、これらの未就職者や離職者が「フリーター」と呼ばれる不安定就労に移行していくケースも多い。

このような者を安定した就労に移行させていくためには、グループカウンセリング等による職業意識の啓発、社会人として必要なマナー等の習得、就職に必要な職業能力の付与が一貫した形で講じられる必要がある。

本事業の中核である委託訓練については、平成16年度から、「委託訓練活用型デュアルシステム」として実施してきているところであるが、平成20年度においても、年長フリーターの能力格差に配慮した、「企業実習先行型訓練システム」について継続して実施する。

2 事業の概要

職業訓練の実施

(36,000人(機構32,000人、県4,000人))

【8,117,418(8,072,116)千円】

【うち民間団体委託分 1,430,092(1,560,025)千円】

【うち機構委託分 5,766,941(5,787,666)千円】

【うち県委託分 920,385(724,425)千円】

(1) 委託訓練活用型デュアルシステム (33,000人)

委託先：民間教育訓練機関、事業主団体、労働者派遣事業者等

① 民間教育訓練機関における学科及び実技訓練 (3～4ヶ月)

訓練受講の目的を明確化して就職意欲を喚起するとともに、社会人としての自覚を高めるための訓練導入講習4日間(上限10日間)を、知識・技能を習得させる訓練と一体的に実施。

(訓練導入講習の主な内容)

- ・社会人に求められるマナー講習
- ・企業が求める人材像に関する講話
- ・協力事業所での体験就労、現職従事者とのグループワーク

② 企業における実習訓練 (1～2ヶ月)

(2) 企業実習先行型訓練システム (3,000人) (別紙参照)

(3) 訓練終了後の評価の適切な実施【新規】

上記(1)の職業訓練受講者の企業実習を受け入れた事業主が、訓練修了後に受講者の評価を適切に行う仕組みを導入する。評価を行った事業主に対しては手数料を支払う。

3 科目内訳(会計区分)

一般会計

(項) 若年者等職業能力開発支援費

(目) 職業能力開発支援事業委託費(裁量・人間力)

1,659,018 (1,799,783) 千円

【うち、職業能力形成システム経費 1,659,018 (0) 千円】

労働保険特別会計雇用勘定

(項) 若年者等職業能力開発支援費

6,458,400 (6,272,333) 千円

(目) 若年者等職業能力開発支援事業委託費

691,459 (484,667) 千円

【うち、職業能力形成システム経費 691,459 (0) 千円】

(目) 雇用開発支援事業費等補助金

5,766,941 (5,787,666) 千円

【うち、職業能力形成システム経費 5,646,602 (0) 千円】

4 交付先(委託先)

民間団体、雇用・能力開発機構及び都道府県

5 根拠法令

雇用保険法第63条第1項第2号及び第7号

雇用保険法施行規則第126条、第138条第2号

委託訓練活用型デュアルシステム

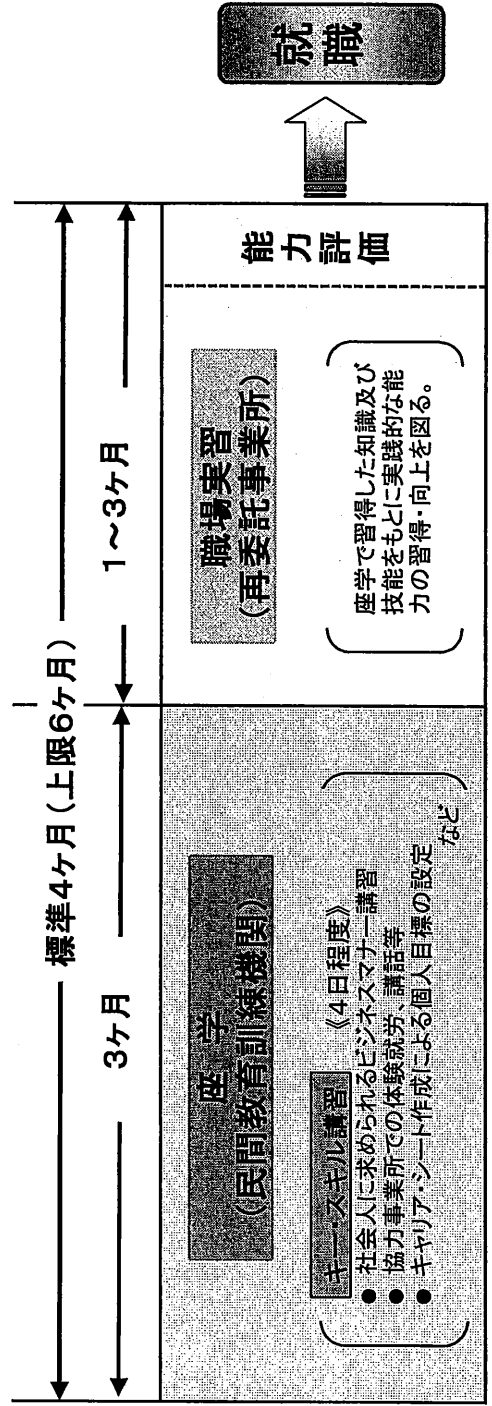
1. 事業の目的

いわゆるフリーター等の若年者の方々に対し、職場体験等を通じた職業意識の啓発、訓練受講意欲の喚起から専門学校等の民間教育訓練機関での座学訓練、企業等における実習を一貫した形で講じることで実践的な職業能力を付与し、安定就業への移行を図る。
また、訓練修了後に実習先事業主による実務能力の評価を行うことで就職支援の強化を図る。

2. 訓練の概要

- ① 訓練期間 : 標準4ヶ月 (上限6ヶ月)
- ② 対象者 : 概ね35歳未満の求職者
- ③ 受講申込 : ハローワークの職業相談窓口
- ④ 受講料 : 無料 (ただし、テキスト代等は自己負担)
- ⑤ 訓練内容 : IT関係、経理事務、営業・販売、医療事務、介護福祉等

3. 実施イメージ



企業実習先行型訓練システムの実施について（拡充）

平成20年度予定額 560,265 (980,220) 千円

1 趣旨

年長フリーターについては、単にアルバイト等による就労を繰り返して、評価できるような職業経験を身に付けずに現在に至っている者もいれば、アルバイトをとりまとめ一つの店舗の運営を任されているような者もいるなど、個人ごとに、職業経験や身に付けてきた能力に大きな格差があると考えられ、このような点に十分配慮した訓練システムを構築していく必要がある。

また、成長力底上げ戦略のうち職業能力形成システムの一環として、民間教育訓練機関での座学と企業での実習を組み合わせた実践的な訓練コースを実施していくこととしているが、本訓練システムについても、企業実習との組み合わせを強化することとする。

このため、事業主主導の職業訓練として、企業実習を先行させ、実習を通じた訓練生の評価に基づき必要な教育訓練を実施し、訓練コースの修了にあたって、実習先事業主等による能力評価を行うことにより、年長フリーターの常用雇用化対策の強化を図ることとする。

2 事業の概要

(1) 実習先となる企業の選定及び訓練の委託

独立行政法人雇用・能力開発機構において、労働者の採用意欲の高い事業主等に対する周知・勧誘等を実施することにより、本訓練システムを活用した職業訓練の受託を希望する事業主を開拓し、当該事業主に対して、年長フリーターを対象とする訓練を委託する（年間3,000人）。

ハローワーク（ジョブカフェ）は長期フリーターに対するキャリアカウンセリングに基づき、常用雇用としての就職を希望し、当該事業所での訓練を希望する者について受講あっせんを行う。なお、機構は、ハローワークや訓練受託希望事業主に対して必要な情報提供等を行い、的確な訓練生が確保されるよう努めるものとする。

(2) 企業実習の実施

訓練を受託した事業主は1～2ヶ月程度の企業実習を行い、当該フリーターである訓練生が常用雇用として働くに当たって、どのような知識・技能が不足しているのかを把握・評価する。

(3) フォローアップ訓練の実施

事業主は、上記(2)の評価に基づき必要な知識・技能を特定し、企業実習を修了した訓練生に対し、公共職業能力開発施設や民間教育訓練機関等による3ヶ月程度の座学訓練や、再度の企業実習等必要なフォローアップ訓練を実施する。

(4) 実習先企業における採用

訓練受託事業主は、本委託訓練修了後、できる限り当該訓練生を常用雇用として雇い入れるよう努めるものとする。

(5) 企業実習評価の実施

フォローアップ訓練修了後に雇い入れた訓練生に対し、事業主による適切な能力評価を実施する。

3 科目内訳（会計区分）

労働保険特別会計雇用勘定

（項）若年者等職業能力開発支援費

（目）雇用開発支援事業等補助金

560,265 (980,220) 千円

【うち、職業能力形成システム経費 439,926 (0) 千円】

4 交付先（委託先）

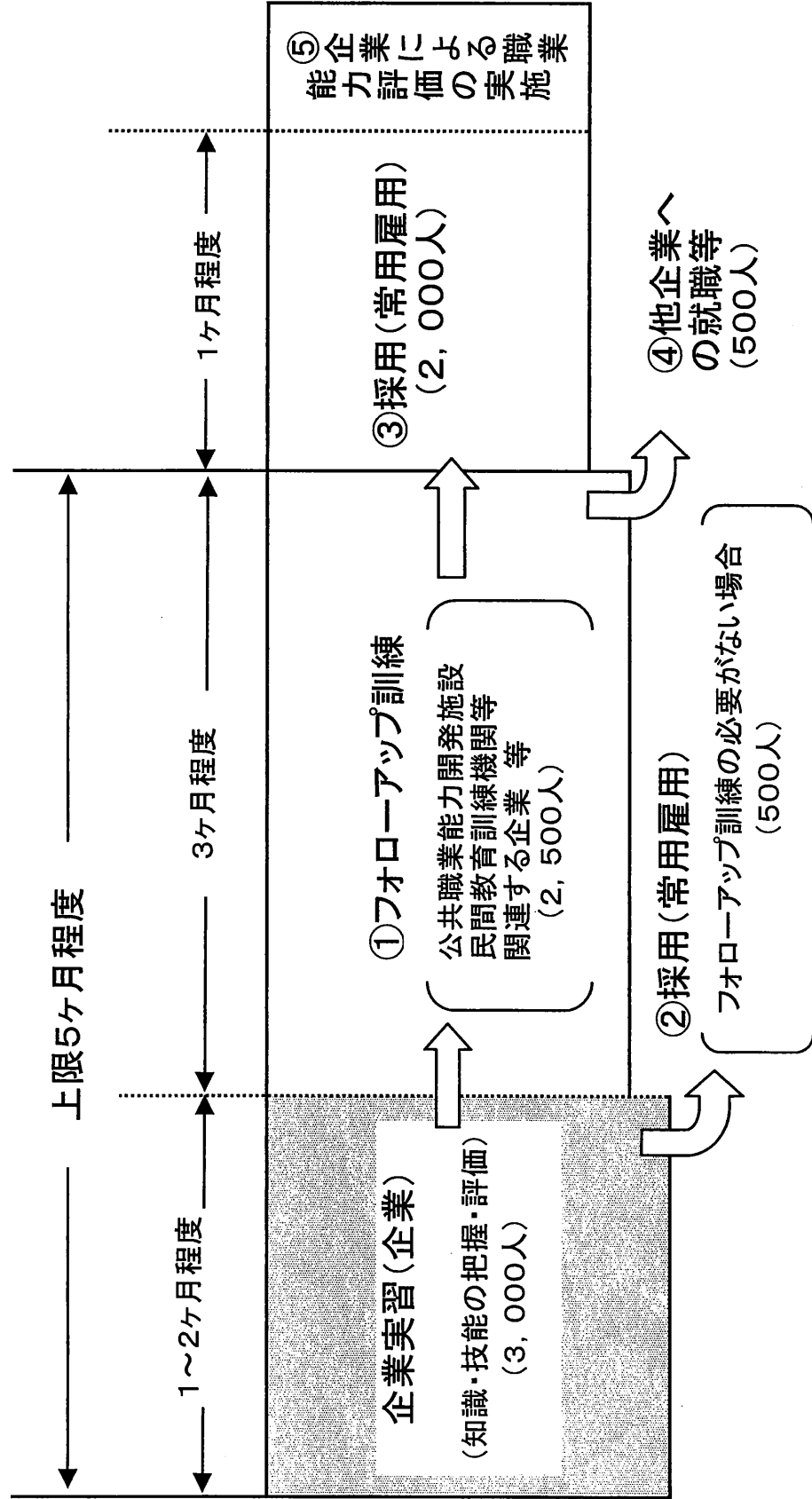
独立行政法人雇用・能力開発機構

5 根拠法令

雇用保険法第63条第1項第2号及び第7号

雇用保険法施行規則第125条の3第2号及び第126条

企業実習先行型訓練システムのイメージ図



若年者に対する効率的な集中支援による就職の促進【拡充】

平成20年度予定額	114,735 (104,455)千円
一般会計	11,473 (10,445)千円
労働保険特別会計雇用勘定	103,262 (94,010)千円
一般会計要求書	P.10
雇用勘定要求書	P.28

1 趣旨

安定した就労を志向しているものの、職業意識、職場におけるコミュニケーション能力等の修得が不十分であるために就職が困難であるフリーター等に対して、これらの修得を図るため、平成17年度より就職基礎能力速成講座を行っていたところである。

当該講座は、就職率が約40%にとどまっている等の問題点が見えてきたところであるが、事業主側の意向を聞くと、若年者に対する能力要件として、第一に協調性、コミュニケーション力などの職業意識の付与を求める声が強いことから、制度の運用方法の再構成を行い、効率的な集中支援を行うことにより就職の促進を図ることとする。

2 事業の概要

ハローワーク又はジョブカフェにおけるキャリア・コンサルティングの結果、当該講座の受講が望ましいと判断された者に対し、当該講座を実施する。また、当該講座終了後に就職に至らなかった者に対してキャリア・コンサルティングを続けた結果、必要と判断した者に対し、就職先の業種を意識した短期集中型の職業訓練を行う。

(1) 就職カステップアップ講座（仮称）の実施

以下の内容を組み合わせたカリキュラムを10日間程度で実施する。

（実施規模：19年度 4,000人→20年度 5,000人）

- ① 職業意識啓発
- ② コミュニケーション能力
- ③ 自己適性の理解と仕事理解
- ※ ここで、各人の希望、適性により分野（IT系、事務系、個人サービス系、事業所サービス系等）を特定した上で、以下を実施
- ④ 労働法についての基礎知識
- ⑤ 職業人等による講話・意見交換（企業の求める人材像等）
- ⑥ 職場・就労体験
- ⑦ 就職活動の心構え、ノウハウ
- ⑧ オーディション、模擬面接

※YESプログラムの対象講座として認定されたものを中心に行う。

(2) 若年者向け短期訓練の実施 120,371 (0)千円

（「離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの展開」の内数）

各都道府県における求人ニーズの高い分野について、就職先の業種を意識した1ヶ月程度の短期集中型訓練を行う。

（実施規模：集合型訓練1,500人、事業主委託訓練1,000人）

訓練分野の例：SEプログラマー、介護、営業 等

3 科目内訳(会計区分)

一般会計

(項) 若年者等職業能力開発支援費

(目) 職業能力開発支援事業委託費(裁量、人間力)

11,473 (10,445)千円

労働保険特別会計雇用勘定

(項) 若年者等職業能力開発支援費

(目) 若年者等職業能力開発支援事業委託費

103,262 (94,010)千円

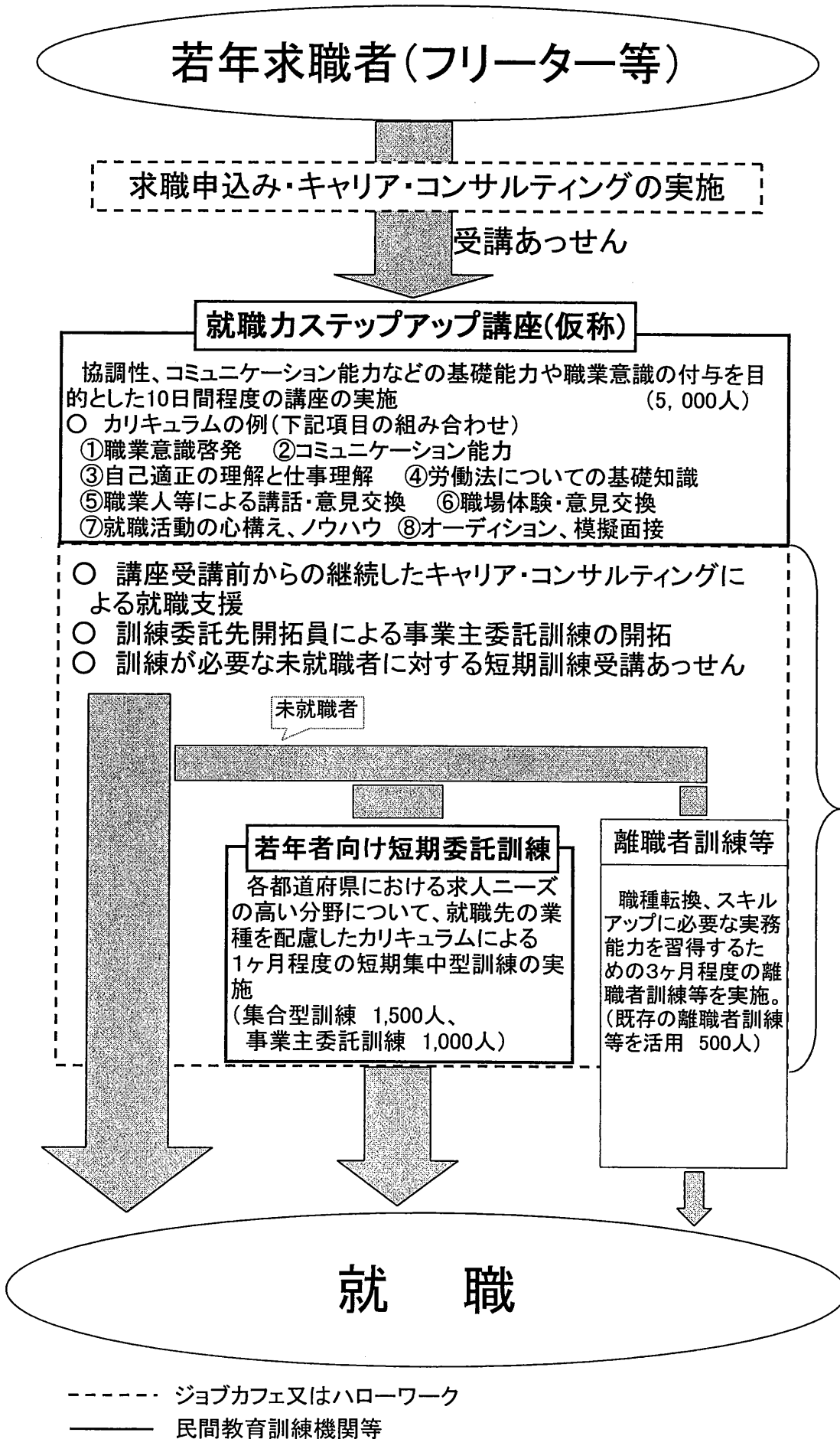
4 交付先(委託先)

都道府県

5 根拠法令

雇用保険法第63条第1項第3号

若年者に対する効率的な集中支援による就職の促進



母子家庭の母等の職業的自立促進事業

平成 20 年度予定額 662, 445 (719, 145) 千円
一般会計要求書 P. 14

1 趣 旨

我が国の年間離婚件数は、昭和 39 年以降毎年増加し、平成 15 年の離婚件数は約 28 万 4 千組となっている。

母子世帯数をみると、平成 15 年現在であるが 1, 225, 400 世帯と 5 年前の 954, 900 世帯に対し 28. 3% の増加となっている。(厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」)

一方、生活保護世帯については、平成 7 年度以降、保護率は急激に上昇し、平成 17 年度には総人口に占める保護率が 11. 6% となって、第 2 次石油危機時(昭和 54 年～58 年)の水準に近づいている。また被保護世帯数は過去最高の 1, 041, 557 世帯に達している。

これに対し、平成 17 年度より、国の指針に基づき、各自治体が、個々の対象者の類型ごとに自立支援の具体的な方法・計画を「自立支援プログラム」として明確化し、これに基づいて具体的な支援を実施したところである。

しかしながら、児童扶養手当受給者及び生活保護受給者の中には、就労経験がない又は乏しいこと等により「自立支援プログラム」における自治体の支援のみではなお就労が難しい就職困難者が存在することから、本事業は、こうした就職困難者の職業的自立を促進するための国における雇用のセーフティーネットとして、職業に就くための準備段階としての準備講習を実施した後に引き続き、実際の就職に必要な技能・知識を習得させるための職業訓練を実施するものである。

2 事業概要

(1) 対象者

原則として、児童扶養手当受給者及び生活保護受給者であって「自立支援プログラム」に基づき、福祉事務所等を通じて支援を要請された者で公共職業安定所が必要と認めた者。

(2) 「準備講習付き職業訓練」の実施

当該事業の対象者は就労経験がない又は就労経験が乏しい者などが多いため、職業に就くための準備段階としての準備講習(ビジネスマナーや職業適性検査、資格等の基礎知識などを 4～5 日程度)を実施した後に引き続き、実際の職業に必要な技能・知識を習得させるための職業訓練(委託訓練 3～6 月程度)を実施し、効果的な能力開発と対象者の職業的自立を促進するものである。

なお、準備講習受講の前後におけるキャリア・コンサルティングを通じ、最適な訓練コースを選択。

(3) 「職業訓練実施協議会」の設置

都道府県(能力開発部局及び福祉部局)、市町村、(独)雇用・能力開発機構センター、労働局、主要公共職業安定所等の関係機関を構成員とする「職業訓練実施協議会」を設置し、本事業の円滑な実施を図るために必要な事項について協議。事務局は都道府県能力開発部局が担当。

3 交付先 都道府県

4 科目内訳 一般会計

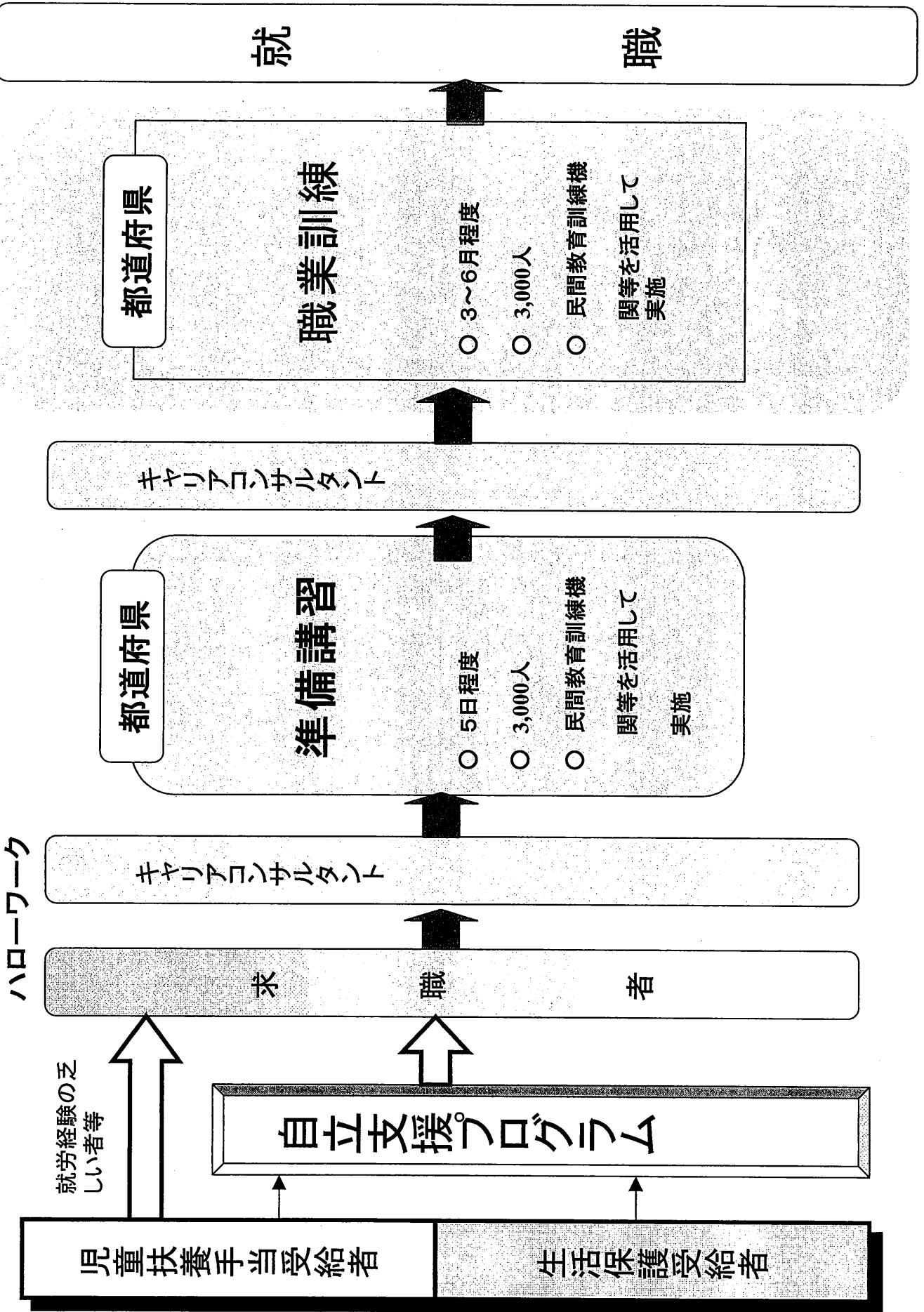
(項) 障害者等職業能力開発支援費

(目) 職業能力開発支援事業委託費(裁量、人間力) 662, 445 (719, 145) 千円

5 根拠法令

職業能力開発促進法第 15 条の 6 第 3 項

母子家庭の母等の職業訓練機会の拡大



福祉事務所とハローワークの連携による
生活保護受給者・児童扶養手当受給者の就労支援

